



▲混ぜられたごみを手作業で分別している様子

浦添市のごみ分別方法は、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみの4分別です。それぞれに処理の方法が違うので、混ぜてごみを出さないようにしてください。混ぜられたごみの分別は、浦添市クリーンセンターで手作業で行っているため、相応な人件費がかかっています。ごみの分別により、これらの問題が解決しますので、ご協力をお願いします。



●ごみ

市民の皆様のご役割

●市で回収できない物の処理(以下のとおり)

適正処理困難物

浦添市のクリーンセンターには処理することのできない「適正処理困難物」があります。例えば、次のようなものです。



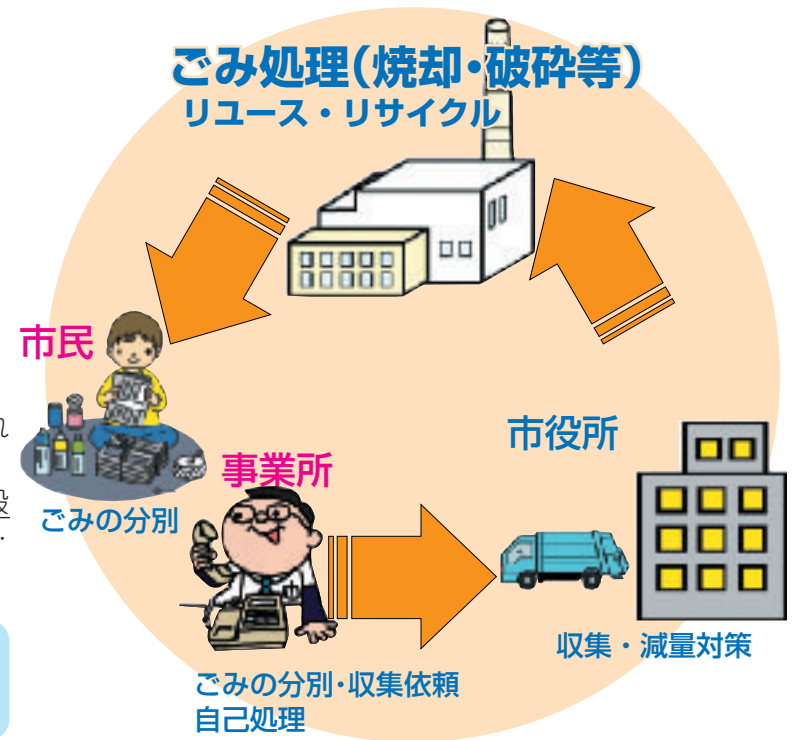
※その他、水タンクやバッテリーなど

これら適正処理困難物は、市民の皆様のご責任で処分していただくことになっていきます。処理業者については、環境保全課までお問い合わせください。※これらの適正処理困難物の処理は有料となっています。

ごみ処理について それぞれの役割

ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。市役所に収集・処分の義務があるのは一般廃棄物ですが、その処理については、市役所・事業所・市民にそれぞれの役割があります。

問い合わせ 環境保全課 整備係
☎876-1234(内線3211,3212)



市役所の役割

●家庭系ごみの収集・処分

浦添市の各家庭から、分別して出されたごみを、それぞれの地域のごみ回収日に収集します。

その後、クリーンセンターに搬入し、リユース・リサイクル・焼却・破碎等のごみ処理を行います。

事業所の役割

●事業所で自己処理

事業所は、その事業活動を行う際に出たごみについて、自ら責任を持って処分しなければなりません。これは法律、条令にも定められています。ただし、自己処理が困難な場合、浦添市が許可している業者と契約し、有料でごみ処理を委託することがあります。その際、ルールを守り、ごみを分別して排出してください。

パソコンの処理

家庭系パソコンの処理方法は各メーカーにお問い合わせください。パソコン3Rセンター

☎03-5282-7685

家電4品目の処理

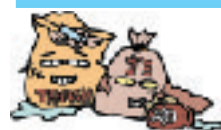
家電リサイクル法(平成13年施行)により、次のような家電4品目は粗大ごみで回収することはできません。



家電4品目

しかし、これら家電4品目を粗大ごみで出すことができると思われている方がたくさんいます。この家電4品目は、市で回収することができませんので、処理業者に依頼してください。処分方法、収集業者等詳細については、環境保全課までお問い合わせください。

不法投棄ごみの処理



不法投棄があった場合、環境保全課には調査をする義務があります。ただし、不法投棄がされている場所については、その場所の管理者が責任を持つて対応することとなっています。

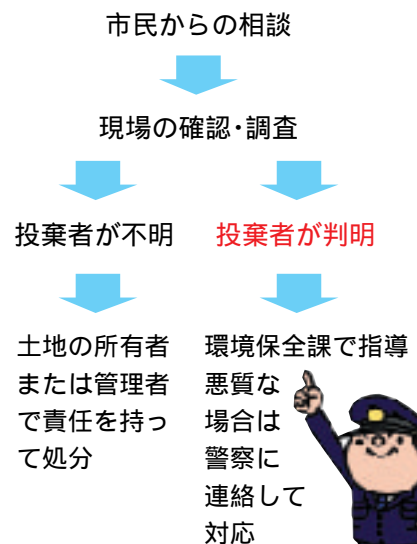
(例)
●アパート・マンションにある不法投棄ごみ
↓不動産管理会社や所有者で責任を持って処分
●学校・自治会など公共施設にある投棄ごみ
↓それぞれの管理者が責任を持って処分

不法投棄を発見した場合は、環境保全課までご連絡ください。

投棄者を調査し、判明した場合は、本人を厳しく指導します。投棄者がわからない場合は、土地の所有者で責任を持って処分することとなります。ご理解とご協力をよろしくお願いします。



不法投棄対応例



事業系ごみの種類

- ①スーパー・飲食店・会社・工場など事業所から出るごみ
- ②市役所・学校・自治会など公共施設から出るごみ
- ③契約駐車場内のごみや草木
- ④新入居者のために掃除をしたアパートのごみ(畳など)

これら事業系ごみを、家庭ごみとして市で回収することはできません!!

家庭系ごみの種類

- ①生ごみ、プラスチック類・紙くずなどの燃えるごみ
- ②金属類・ガラス類・陶器類などの燃えないごみ
- ③紙類・缶類・ビン類・ペットボトル・草木類などの資源ごみ
- ④家具・電化製品・寝具類などの粗大ごみ

浦添市にある収集運搬業の許可業者は5業者です。事業系ごみを出す際は、許可業者との契約が必要です。詳細については、環境保全課までお問い合わせください。

